

## ●背景と主旨

水防法に基づき、「想定し得る最大規模の降雨」に対応した洪水浸水想定区域を指定する河川以外において、河川氾濫による浸水被害が発生しており、**リスク情報空白域における適切な洪水浸水リスクの提供が課題**となっている。

このような背景と主旨から**令和3年7月に水防法が改正され、洪水浸水想定区域の指定対象が、住家等の防御対象があり、雨量、水位情報等が入手可能な全ての河川流域に拡大**<sup>\*1</sup>となった。

(防御対象：住宅、要配慮者利用施設、避難者が居住・滞在する建築物、避難施設、避難路等)

指定対象施設	指定
住宅	○
要配慮者利用施設	○
居住、滞在する建築物	○
避難路	○
避難施設	○
その他避難の用に供する施設	△

## ●大阪府のこれまでの取組み

平成17年度～ (水防法での取組み)

洪水予報河川・水位周知河川での計画規模 (1/100) の浸水想定区域の公表・指定 <計39河川>

平成22～24年度 (府管理河川でのリスク周知) ……リスク情報空白地帯は解消

全154河川全区間で洪水リスク表示図を公表 (1/10、1/30、1/100、1/200) <154河川>

平成27年度～令和3年度 (水防法改正及びリスク周知の更新)

水防法改正に伴い、想定最大規模の洪水浸水想定区域図 (1/100、L2) 及びリスク図の更新 (1/10、1/30、1/100、L2) <154河川>

## ●洪水浸水想定区域の改正内容 (水防法第14条)

(従来の対象河川)

洪水により相当な損害が起こる重要な河川

- ・洪水予報河川
- ・水位周知河川

水位の通知義務あり

(改正後の対象河川)

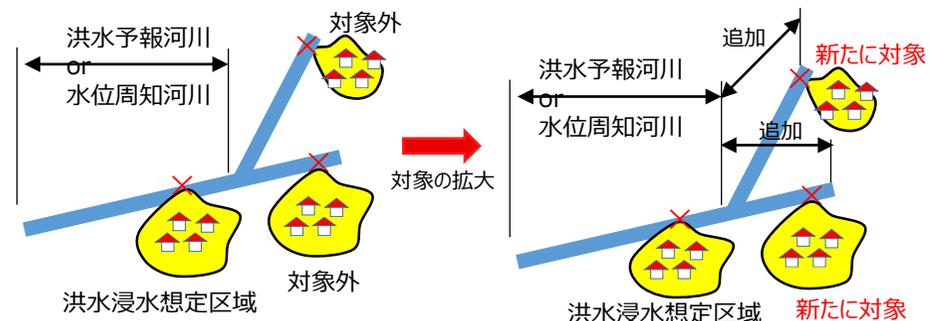
防御対象があり、水位情報等が入手可能な全ての河川

- ・洪水予報河川
- ・水位周知河川
- ・その他河川<sup>\*1</sup>

水位の通知義務あり

水位の通知義務なし

改正



## ●市町村の責務 (水防法第15条)

- ・浸水想定区域ごとに地域防災計画に以下を記載
  - ①洪水に関する情報の伝達方法 (一部改正:洪水等に関する情報<sup>\*2</sup>)
  - ②避難施設、避難路等に関する事項
  - ③市町村が行う避難訓練の実施に関する事項
  - ④地下街、要配慮者利用施設等の名称及び所在地
  - ⑤その他避難確保を図るために必要な事項
- ・浸水想定区域を示した印刷物 (ハザードマップ) の作成・配布

**※2 人的災害を生ずるおそれがある洪水等に関する情報**

雨量、当該河川の水位、その他の情報

☞ 河川管理者が取得する水位情報のほか、気象庁が発表する雨量や洪水に関する情報 (キキクル)

## ●大阪府の方針

全ての府管理河川を対象に、令和6年度早期の洪水浸水想定区域の指定完了を目指す。

## ●大阪府の方針

### (基本方針)

全ての府管理河川を対象に、令和6年度早期の洪水浸水想定区域の指定完了を目指す。

### (指定条件)

- ・想定最大規模降雨（L2）による浸水想定区域図の作成 ⇒ 令和3年度完了
- ・当該河川の水位情報等の提供（水位計等、キキクル）

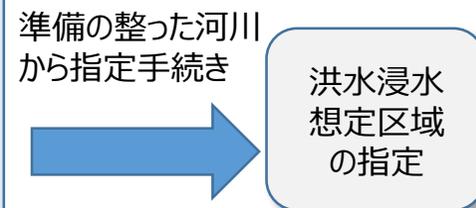
### (指定に向けた進め方)

対象河川	条件	浸水想定区域 未指定区域あり	水位情報
洪水予報河川 水位周知河川 (39)		26	あり 26※3
その他河川 (115)		91	あり 73※4
			なし 18

※3 洪水予報・水位周知対象区間外は別途  
 ※4 水位計設置河川：50 キキクルのみ：23

- 指定範囲の設定
- 水位情報等のある河川（99河川）
  - ・避難情報のトリガーとなる水位の設定
- 水位情報のない河川（18河川）
  - ・既設の近傍水位計やカメラの利用
  - ・キキクルの対象河川拡大（气象台と調整）
  - ・水位計の追加

- 市町村との調整
  - ・警戒避難体制の構築
    - ⇒避難情報となるトリガーの確認・設定
    - ⇒区域内の情報伝達体制の構築、要配慮者利用施設の対応など
  - ・ハザードマップの準備



### (指定のスケジュール)

<国の方針：令和7年度までに指定完了>

